中途支払請求書の記入方法 (第2財形)

◆第2財形(財形給付金制度)とは

財産形成給付金(第2財形)として、毎年7/1時点の財形貯蓄残高(一般財形・財形住宅・財形年金の合計額)の0.5%(上限15,000円)が会社から奨励金として支給される制度です。財形貯蓄をすべて解約する場合は「返還請求書」の他に、第2財形の払い出しのための「中途支払請求書」の提出も必要です(1年以上加入の場合)。

書き直す際には必ず**朱肉印での訂正印が必要**となります。2~3枚目の訂正箇所にも 忘れずに押印して下さい。

